

判決金回収方法について

多くの人々は原告が民事訴訟で勝訴した場合、被告がその場でチェックブックを取り出し、判決の支払をしようとしているかもしれません。しかし、被告が保険会社や大企業で無い限り、そのような事は大変まれです。実際は、判決金を回収する事は民事訴訟で勝訴するのと同じくらい、もしくはそれよりもっと難しかったり、判決を受けるよりさらに沢山の費用と時間がかかったりする事もしばしばあります。多くの弁護士が成功報酬でケースを引き受ける前に、被告の所有財産などに関してあらかじめ調査をするのはその為です。このような事から今回の記事では裁判所が下した判決金の回収方法に関して説明したいと思います。

1. 判決

判決金回収の為にはまず、民事訴訟で勝訴し、裁判所から判決を受ける事が必要です。裁判所から判決を受ける事により、裁判所が支払いを命じた金額および判決を受けた日から計算される利子を回収する事が出来ます。ここで触れておきたい点は、判決は和解とは異なる、という事です。和解において、その債権者には事件当事者間で合意が成された和解金に対して権利があるものの、和解金回収方法は判決金回収方法とは異なります。すべての和解金を回収する為の方法は和解をする際、和解金の支払期日を設け、債務者が期日になっても弁済しない場合、債権者は裁判所から判決を受ける権利を得る、という取り決めをする事です。こうして裁判所判決を得る事により、法による全ての救済策を行使する事が出来ます。

2. 判決証書 (Abstract of Judgment)

判決を受けた後は Abstract of Judgment と呼ばれる判決証書を出来るだけ早いうちに裁判所へ提出するべきです。この書面を Recorder's Office (公の記録機関) に提出する事で、判決の存在を社会に公表する事ができます。裁判所が判決証書発行手続きを完了した後は、その判決証書を公の記録として郡の Recorder's Office に提出する事が大切です。この全ての過程が終了した後、判決金債権者は債務者の所有する固有財産および不動産、例えば車、ボート、家など、に対し、差し押さえをする権利を有する事になります。

3. 判決債務者の宣誓証言

判決証書に加え、債務者に裁判所出頭を命じ、宣誓証言を得る、という方法もあります。債務者は偽証した場合はその罰を受ける事を把握した上で、現金、所有物、株、銀行口座などを含む財産に関する質問に返答しなければなりません。債権者の弁護士が債務者の宣誓証言を得る為に裁判所出頭命令を発行した場合、弁護士は債務者のバンクステートメント、チェックブック、クレジットカードステートメント、所得申告書、車や家の権利書など、経済状況や財産に関する経済情報関連書類提出を求める事

が出来ます。債務者が裁判所に出頭した場合、弁護士は前述の経済情報関連書類に加え、債務者の財布の中身を見て、現金をその場で取り立てる事も出来ます。また、裁判所に“Take Over Order”と呼ばれる財産引渡し命令の発行を求める事も出来ます。この引渡し命令は特に指定された財産を弁護士または法執行官に引き渡すよう、裁判所が命令する事を意味します。

債務者が宣誓証言日に裁判所に出頭しなかった、または質問への返答や書類の提供を拒否した場合、債務者は法廷侮辱罪により刑務所に送られる事もあります。私の場合、債務者が出頭しなかった場合はいつも裁判官に逮捕令状の発行を求めます。

4. 車運転の過失に対する判決金回収方法一例

車両運転の過失に対する判決金回収方法の一例としてとても興味深い方法があります。特にこのようなケースの場合、判決金債権者は債務者が判決金支払を拒否した場合、その旨をDMV(The Department of Motor Vehicles)に連絡する事が出来ます。その場合、多くのケースにおいて、DMVは債務者が判決金の総額支払を完了するまで、債務者の運転免許証一時停止処分を下します。また、債務者が運転免許証の一時停止処分中に警察に捕らえられた場合、チケットを発行されたり、さらには刑務所へ送られたりする場合もあります。

5. 私立探偵

判決が下されても、債務者はその責任から逃れようとする事もあります。このような場合、私立探偵を雇い、債務者を探し出したり、財産や銀行口座などを見つけ出したりする場合があります。その後、“Writ of Execution”と呼ばれる書面を裁判所に提出する事が出来ます。債権者はその書面を債務者が口座を持つ銀行へ持って行き、金銭の差し押さえをする事が出来ます。また、債務者が事業を営む場合、法執行官をその場へ派遣し、債務者の事業利益や財産の差し押さえをする事も出来ます。

6. 担保権の行使

担保権を行使する事で判決金を回収する方法もあります。債務者が土地などを所有する場合、債権者の弁護士はその不動産の売却を強要し、判決金の弁済に当てる事も出来ます。

民事訴訟の殆どは和解により解決されるとはいえ、被告が保険でカバーされているか、大企業で無い限り、和解金や判決金の回収で問題を抱える可能性があるということを常に念頭に置く事はとても大切です。ですから、判決金回収において最も重要な事柄は先にも述べたとおり、和解成立の際、債務者が弁済しない場合、判決を受ける事が出来るよう手はずを整えておく事です。

（この記事は参考として一般的な概要を皆様にお伝えすることを目的としたものであり、個々のケースに対する法律上のアドバイスではありません。）